

# 新型コロナウイルス感染症への対応について

## 1 学校の臨時休業及び再開の経緯

- ・ 2月21日、道内小学校において児童2名の感染が判明。以降、相次いで学校関係者の感染が確認され、保護者などから不安の声
- ・ 2月26日、知事から各市町村長に対し、道教委から各市町村教育委員会に対し、学校の臨時休業を要請。2月27日以降、全道の小・中学校、特別支援学校で3月4日までの臨時休業を順次開始
- ・ 2月27日、首相が全国すべての小・中学校、高等学校、特別支援学校について、3月2日から春休みまでの臨時休業を要請。政府の要請を踏まえ、道内も含め全国で一斉臨時休業開始
- ・ 4月6日以降、順次学校再開
- ・ 4月14日、道・札幌市の緊急共同宣言（4月12日）を受け、札幌市所管の小・中学校、高等学校等や、道所管の札幌市内及び札幌市内からの通学生の割合が高い近隣地域の高等学校等について5月6日までの一斉臨時休業を実施
- ・ 4月16日、国の緊急事態宣言（5月6日まで）の実施区域に北海道が追加
- ・ 4月17日、道教委から各市町村教育委員会に対し5月6日までの学校の臨時休業を要請
- ・ 5月4日、国の緊急事態宣言の期間が5月31日まで延長。道教委から各市町村教育委員会に対し、臨時休業期間を5月31日まで延長するよう要請
- ・ 5月15日、道内の感染状況を踏まえ、石狩振興局管内を除く各市町村教育委員会に対し、6月1日以降の学校再開に向け、通常の学校再開に近い形態への移行を含め、登校回数や時数を増やすなど、分散登校の内容を充実させるよう通知
- ・ 5月22日、道教委から各市町村教育委員会に対し、学校再開後の感染症対策の具体的事項等が定められた国の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」（以下「国の衛生管理マニュアル」という。）について通知
- ・ 5月25日、国の緊急事態宣言が解除
- ・ 6月1日、全道において学校再開。石狩振興局管内については、時差通学、午前授業、分散登校等を一定期間実施

## 2 学校再開における基本的な考え方

文部科学省において、学校の教育活動を再開するに当たり、感染リスクを可能な限り低減しつつ、教育活動を継続し、子どもの健やかな学びを保障するため、学校の衛生管理の観点から国の衛生管理マニュアルを策定。本道においても本マニュアルの考えに基づき教育活動を再開

### 【主な内容】

- ・ 感染防止対策  
「新しい生活様式」を踏まえた、基本的な感染症対策、「3つの密」の徹底的回避、児童生徒等への感染症対策に関する指導等の徹底
- ・ 教育委員会による臨時休業の判断  
それぞれの生活圏がどのような感染状況にあるかを把握し、児童生徒等の学びを保障する観点からどのような対応が可能か、必要に応じて地方自治体の首長とも相談し、地域ごとにきめ細かに対応すること

### 3 学校再開後の教育活動について

学校再開に当たっては、国の衛生管理マニュアルに基づき、こまめな手洗いや咳エチケット、換気をはじめ、「3つの密」を徹底的に回避するための身体的距離の確保など、「新しい生活様式」が定着するよう努めること。

学校教育活動の実施の可否やあり方については、学校設置者が衛生主管部局等と連携の上、児童生徒及び教職員等の生活圏における感染のまん延状況を踏まえて判断し、感染リスクを可能な限り低減させながら学校教育活動を安全に継続することなどを十分に踏まえるよう各学校に周知。

#### 【主な通知】

- ・ 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等の再開について（R2.5.26教健体第146・147号）

#### 【個別事項】

##### （1）教科指導

- ・ 児童生徒が円滑に学校生活に適應できるよう、時間割や授業の進め方を工夫
- ・ 感染症対策を講じてもなお感染の可能性の高い学習活動については、地域における感染状況を踏まえ、実施を判断
- ・ これまで指導できなかった内容を確実に指導できるよう、家庭学習との組合せや指導順序の変更などにより、学校の授業における重点化を図る

#### 【主な通知】

- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた学校教育活動等の実施における「学びの保障」の方向性等について（R2.5.18教義第174号、R2.5.26教義第206号）
- ・ 学校の授業における学習活動の重点化に係る留意事項等について（R2.6.10教義第274号）

#### 【主な取組状況】

- ・ 道内全ての学校で、年間指導計画の見直しを行い、教育課程に位置づけた内容を確実に実施できるよう、長期休業期間の短縮や学校行事の重点化、指導順序の変更等を実施
- ・ 感染リスクの高い学習活動については、年間指導計画の見直しを図るなどして、地域の感染状況を踏まえながら、指導の時期を検討
- ・ 体育の授業においては、マスクの着用は必要がないが、感染リスクを避けるため、児童生徒間の間隔を十分確保
- ・ 熱中症対策として、児童生徒が水筒を持参し、授業中も含め適宜水分補給ができるように配慮
- ・ 加配教員等を活用した個別指導、課題プリントを配布するなどの家庭学習の充実、学習内容の理解が十分ではない児童生徒に対するオンラインを活用した家庭学習の支援
- ・ 学習の遅れについては、概ね冬季休業前後に取り戻せる見通し

##### （2）学校行事

- ・ 体育的な行事（運動会、体育大会等）については、地域の感染状況等を踏まえ、安全な実施が困難な場合、延期するまたは実施しない
- ・ 文化的行事（学校祭等）については、児童生徒の「接触」「密集」等を避けた内容や方法を検討した上で、地域の感染状況を踏まえて実施

- ・修学旅行や宿泊研修などの宿泊を伴う行事については、感染リスク回避の観点から、改めて日程や行き先、活動内容等を検討し、旅行業者等とも連携の上、あらゆる場面での「3つの密」の回避を徹底

#### 【主な通知】

- ・新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた学校教育活動等の実施における「学びの保障」の方向性等について（R2. 5. 18教義第174号、R2. 5. 26教義第206号）
- ・令和2年度における小・中学校等の修学旅行等について（R2. 6. 12教義第284号）

#### 【主な取組状況】

- ・学校教育目標と照らし合わせ、各活動の目的や期待される効果を再確認するとともに、北海道スタイルを踏まえ、実施内容の工夫及び時期の変更や中止の判断などを検討
- ・運動会や体育大会、学校祭等については、学年別での実施や日程の短縮、実施種目の変更、保護者の観覧の制限など、「3つの密」を回避した上で実施
- ・バス等による移動を伴う社会科見学や遠足については、バスの増台や座席の工夫、分散実施等により実施
- ・修学旅行の行き先については、道内の小・中学校、義務教育学校の約9割が道内、その他は東北を予定

### （3）生徒指導・心のケア

- ・学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな観察等により、児童生徒の状況を的確に把握し、一人一人に応じた教育相談を実施するとともに、必要に応じ、スクールカウンセラーによる教育相談などを実施
- ・これまで以上に児童生徒をきめ細かく見守り、小さなサインを見逃すことなく、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に万全を期すとともに、不登校については、臨時休業が長期にわたっていることを踏まえ、全ての児童生徒に対し初期対応の段階から適切に支援

#### 【主な通知】

- ・学校再開後の児童生徒の心のケアについて（R2. 5. 26教生学第98号）

#### 【主な取組状況】

- ・不安等により登校できていない児童生徒に対し、学校の感染症対策の徹底について、当該児童生徒及び保護者に丁寧に説明するとともに、家庭訪問や家庭学習プリントの発行等による学習支援を実施
- ・スクールカウンセラーについては、小学校622校（配置率79%）、中学校413校（89%）、高校179校（92%）、特別支援学校14校（21%）に配置。緊急派遣については、学校の希望に応じて派遣する旨通知しており、8月1日現在、希望のあった学校8校に派遣
- ・電話相談については、休業期間の3～5月まで353件で昨年度同期と比較し約45%減、学校再開後の6月は297件で昨年度同時期と比較し約8%増、7月は205件で昨年度同時期と比較し約20%減
- ・6月から公立高校生を対象にSNSを活用した相談を開始し、7月までに115件の相談あり

#### (4) 部活動

- ・生徒等の感染リスクを可能な限り減らすよう十分な配慮をするとともに、配慮ができない場合は、活動を自粛
- ・十分な練習期間を経ないうちは、対外試合や校外での合宿等身体に過度な負担のかかる活動を避けるなど、生徒の怪我防止には十分に配慮

##### 【主な通知】

- ・中学校、高等学校及び特別支援学校等の再開に当たっての部活動の留意事項について (R2. 5. 27教健体第154号)
- ・スポーツ大会等の開催に当たっての感染症対策の徹底について (R2. 6. 26健康・体育課長事務連絡)

##### 【主な取組状況】

- ・6月1日からの学校再開以降、部活動も再開
- ・段階的に活動内容や活動の範囲等を広げ、段階的に同一市内等での対外試合や他の地域の学校との対外試合を実施
- ・地域の感染状況を踏まえて、野球や陸上競技、バスケットボールなど一部の競技で7月から大会を実施

#### (5) 学校給食

- ・各学校で作成の「日常の給食指導の要領」に基づき事前に全教職員が研修を行うなど、給食指導の内容を共通理解の上、児童生徒への衛生管理等について適切に指導
- ・食事をする机等は、国の衛生管理マニュアルや道教委の通知を踏まえ、地域の感染レベルに応じた身体的距離の確保ができるスペースを空け、向かい合わせにしない、配膳前に清拭するなどの感染症対策を徹底

##### 【主な通知】

- ・新型コロナウイルス感染症対策としての学校給食等の対応について (R2. 5. 26教健体第151号)

##### 【主な取組状況】

- ・日常の給食指導に関し校内で共通理解を図り、給食準備における配膳方法や対面にならない机の配置、配膳前の消毒作業など、感染症対策を徹底
- ・児童生徒の手洗いや盛り付け・配膳を担当する児童生徒・教職員の「健康観察記録票」(身支度・手洗いなど)による確認・記録、マスクの着用などの徹底

#### (6) 登下校

- ・登下校中に校門や玄関口等での密集が起こらないよう登下校時間帯を分散
- ・児童生徒に対する交通安全の観点や防犯の観点も踏まえた安全指導や、地域と連携した見守り活動の実施

##### 【主な通知】

- ・学校教育活動再開時における登下校時の安全確保について (R2. 5. 15教生学第86号)

##### 【主な取組状況】

- ・通知に記載の取組内容に基づいた取組のほか、登下校時に校門や玄関口で密集が起こら

ないように動線を分散

#### (7) 寄宿舎生活

- ・ 舎室のこまめな換気、食事の際の向かい合わせにならない座席配置、時間差を設けた入浴など、3つの密が重ならないよう、舎内の生活環境に配慮

##### 【主な通知】

- ・ 新型コロナウイルス感染症の対策に係る寄宿舎の対応について（R2. 4. 3教高第25号）

##### 【主な取組状況】

- ・ 通知に記載の取組内容に基づいた取組のほか、時間差を設けたり、娯楽室などの食堂以外の場所を利用することによる食事の分散、飛沫が飛散しないためのボードの設置、出入口等動線の配慮などの感染症対策の実施

#### (8) 夏季休業の変更状況

- ・ 長期休業期間の短縮については、これまでの臨時休業による欠時数や児童生徒の年間の生活リズム等を踏まえ、夏季・冬季合わせて20日程度の登校日を設定

##### 【主な通知】

- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた学校教育活動等の実施における「学びの保障」の方向性等について（R2. 5. 18教義第174号、R2. 5. 26教義第206号）

##### 【主な取組状況】

- ・ ほとんど全ての学校で、夏季休業期間を短縮し、登校日を設定

#### 4 今後の対応

- ・ 「国の衛生管理マニュアル」（令和2年8月改訂）や新北海道スタイルを踏まえ、感染リスクを可能な限り低減させながら学校教育活動を安全に継続
- ・ 学習指導員やスクールサポートスタッフの配置等の人的支援、学校再開支援経費等の物的支援により、子どもたちの学びを最大限に保障
- ・ 「小・中学校教育課程編成の手引（道教委発行）」の身に付けさせたい力を明確にした単元づくりや全ての児童の学習を深める授業技術などについて共通理解を図るよう、学校訪問等において指導助言
- ・ 学習活動の重点化や最終学年以外での学習内容の翌年度以降への移行などについて、市町村や学校の個別の状況に応じたきめ細かな指導助言
- ・ 今後、更に臨時休業を実施することとなった場合に備え、必要な授業時数の確保に向けたリモート学習等の環境整備
- ・ スクールカウンセラーの派遣等による児童生徒の心のケアの継続
- ・ 「もうひとつのクライマックス」プロジェクトによる代替地方大会開催補助や若きアスリートの青春応援機運の醸成などの部活動への支援